

広島県選挙管理委員会告示第五十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、別表のとおり指定した旨、東広島市選挙管理委員会から報告があつた。

平成二十八年七月四日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

別表

施設の名称	所在地	指定年月日
東広島芸術文化ホール	東広島市西条栄町7番19号	平成28年4月20日
東広島市安芸津 生涯学習センター	東広島市安芸津町三津5556番地1	平成28年4月20日